

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 27 年 3 月 18 日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎 6 階特別会議室に招集された。

1 定例教育委員会議案案件

- 第 22 号議案 一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 23 号議案 一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について
- 第 24 号議案 一宮市公民館長の委嘱について
- 第 25 号議案 一宮市社会教育指導員の任命について
- 第 26 号議案 一宮市社会教育委員の解嘱について
- 第 27 号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

2 出席委員

關戸委員長 小川委員 河合委員 森委員 中野教育長

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第 15 条の規定により出席したものの職氏名

服部教育文化部長 高崎教育文化部次長 杉山中央図書館長 吉川博物館長 堀総務課長
石原学校教育課長 堀学校給食課長 野田生涯学習課長 吉田スポーツ課長 安達教育指
定管理課長 志知図書館事務局長 伊藤博物館事務局長

5 同上規則第 17 条の規定により書記として出席したものの職氏名

村瀬総務課副主監 平野総務課主査 松野総務課主任

6 傍聴者

無

会 議 て ん 末

委員長（午後 1 時 30 分委員長席に着席、開会を宣言）

ただ今から、3 月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を小川委員と河合委員のお二人にお願いいたします。それでは、2 月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各 委 員

異議ありません。

委員長

ご異議がないようでございますので、2 月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第 22 号議案 一宮市都市公園内体育

施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をお願いします。

吉田スポーツ課長

第22号議案 一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、稲荷公園テニスコートの夜間照明使用期間を変更し、及び例規整備を図るため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第22号議案 一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について原案どおり可決いたします。続きまして、第23号議案 一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について、ご説明をお願いします。

石原学校教育課長

第23号議案 一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条により、本案を提出するものです。

(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

すべての小中学校に運営協議会を置くということになっているのでしょうか。

石原学校教育課長

各小中学校から協議会を設置するという申請が出されて指定しています。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第23号議案 一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について原案どおり可決いたします。続きまして、第24号議案 一宮市公民館長の委嘱について、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第24号議案 一宮市公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

公民館長に定年はあるのでしょうか。

野田生涯学習課長

規定上にはありませんが、健康面を含めて連区の中で推薦をいただいていると解しております。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第24号議案 一宮市公民館長の委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第25号議案 一宮市社会教育指導員の任命について、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第25号議案 一宮市社会教育指導員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市社会教育指導員設置規則第4条及び7条により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第25号議案 一宮市社会教育指導員の任命について原案どおり可決いたします。続きまして、第26号議案 一宮市社会教育委員の解嘱について、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第26号議案 一宮市社会教育委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市小中学校長会副会長を退任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

社会教育委員の解嘱ということですが、後任の方はどうなっていますか。

野田生涯学習課長

4月の定例教育委員会の際に、校長会の副会長になられた方を推薦させていただきたいと思っております。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第26号議案 一宮市社会教育委員の解嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第27号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

石原学校教育課長

受付番号第49号から第51号について後援内容説明。

野田生涯学習課長

受付番号第90号から第97号について後援内容説明。

吉田スポーツ課長

受付番号第63号から第67号について後援内容説明。

委員長

何かございませんか。

委員

生涯学習課の96番の「食と美をすすめる会」ですが、パンフレットに「参加者の方からお預かりした100円基金を、年末に教育委員会を通して一宮市内の交通遺児の方にお届けしています。」とありますが、こういった実態はあるのでしょうか。

野田生涯学習課長

詳しい計画までは聞いておりませんが、チラシ（案）に明確に書いてありますので、寄付をされると理解をしております。寄付の申し出がありますと、これを何に充てるかということで所管課が決定し、寄付を受ける手続きを行います。交通遺児の関係ですので教育委員会を通じてと言っていますが、実際のところはそれに関係する所管課が手続きを行うのかもしれませんが、あるいは、市の中で受け入れる所管課がなければ受け入れ先の団体をご紹介することになると思います。

委員

「教育委員会を通じて」という表現に問題はありますか。

野田生涯学習課長

教育委員会を通さないこともあるので、この部分については訂正を申し入れます。

中野教育長

「一宮市内の交通遺児の方にお届けしています」とありますが、過去にも教育委員会で受入を行っているとも取れますが、今回が初めてではないのでしょうか。誤解されてしまうことはありませんか。

野田生涯学習課長

この団体は設立されたばかりなので、実績があったとは言い難く訂正を求めます。

委員

「教育委員会を通して」という文言を抜いていただいたほうがいいと思いますので、よろしくをお願いします。

野田生涯学習課長

わかりました。

委員長

他に何かございませんか。

委員

2点お尋ねします。中身のことではありませんが、学校教育課の50番、51番のIC

Cさんの申請者が課長代理さんのお名前になっていまして、他の許可申請のものは代表者になっていると思いますが、代表者以外の方からの申請でも大丈夫でしょうか。また、生涯学習課の96番の「食と美をすすめる会」のことですが、生涯学習団体は設立したばかりでどんな団体かわからなくても後援名義の申請さえしてしまえばいいのか、それともある程度の実績内容があったうえで初めて生涯学習団体として認められて、この後援名義の使用にあがってくるものなののでしょうか。そういったところがないと、公的な市の後援名義を利用して自分たちの団体に箔を付けるために急遽団体を設立して、事業内容の中身さえ良ければ後援名義が取れてしまいます。あるところで線があったほうが良いような気がします、そのあたりの見解をお聞かせいただけませんかでしょうか。

石原学校教育課長

申請者については事務局長など「長」になる方が多いのですが、今まで扱った中で事業担当の方が申請者になることもありました。事業内容がしっかりしていれば申請者に関わらず受理しているという状況です。

野田生涯学習課長

社会教育団体は社会教育審議会で審議いただき、承認するという流れになっています。社会教育団体ではなく生涯学習団体はきちりとした団体の実態があるというよりは、生涯学習の趣味の仲間のようなものも含んでおります。後援名義を許可する対象は事業そのものに対してでございます。許可基準の中に「団体が行うから」という許可基準がございますが、許可基準の(7)については事業そのものが認められるかどうかでございますので、申請団体の実態まで調査していないのが実情でございます。

委員

許可基準の第8条に「後援決定者は、後援された事業が終了した場合は、速やかに教育委員会に事業実施報告書を提出しなければならない。」とありますので、「過去において、教育委員会が後援した実績のある事業」という理由だけで許可するのではなく、事業実施報告書で事業内容の確認を行い、今後の後援名義使用について管理をお願いしたいと思えます。

野田生涯学習課長

事業実施報告書については必ず提出をいただいております。申請時にはわからなかったことが、この報告書の中で具体的な内容が明らかになります。次回、同一団体から申請があった場合は後援名義の説明に加えさせていただきます。

中野教育長

学校教育課の50番と51番について、今まで事業を行っていたと思いますが、後援名義の申請は今回が初めてでしょうか。

石原学校教育課長

今まで番組そのものは行われていましたが、後援名義の申請が出されたのは今回が初めてです。今後の予定ですが、職場体験として児童生徒にテレビカメラに触れさせたいなど、より連携を深めていきたいという理由で申請が出されました。

委員

同じく学校教育課の50番と51番について、ずいぶん昔の話ですが学校のホームページを作るにあたって、画面上に子どもが出てもいい、出てはいけないという話があったと思えます。今回は短い時間の放映ですが、父兄の方からの問い合わせはありませんで

したか。

石原学校教育課長

教育委員会への問い合わせはありませんが、学校への問い合わせはあったかもしれません。すべての児童生徒について放映していいわけではありませんので、十分打合せを行っていただくようお願いしています。また、完成した映像を学校が問題がないか確認を行っております。

委員

生涯学習課の96番の「食と美をすすめる会」で、会が発足して間もないということですが後援をしても大丈夫ですか。生涯学習課の見解としては大丈夫ということでしょうか。

野田生涯学習課長

後援名義をどういうスタンスで許可するかということで、根幹部分に関わると思っています。ゆるやかな後援名義の許可で考え、いろいろな考え方を学ぶことを否定するのは良くないという発想に立ちますと、考え方を学ぶ機会だと唱えるなら可であると思います。教育委員会が後援するにふさわしい、あるいは教育委員会が後援したということを感じて会場に足を運ばれる方を裏切ってはならないと、より厳しいほうに見れば今回の事例はどうなのかという判断があらうかと思っています。ただ、正直なところ申請者からの限られた資料で把握するのは非常に困難なので、基本的には許可する方向で、ゆるやかなほうで考えてお諮りさせていただいております。ただ、事業実施報告等、あるいは会場に行かれた方から苦情が入る等の問題があったということになれば、次回からの後援名義や許可した後援名義に対して事後に取り消しが出来ることになっています。

中野教育長

後援名義の申請が初めてのものについてはすべて許可を出せないということになってしまうので、申請者からの報告等で精査して判断していくということで、今回は可ということでしょうかと思います。

委員

教育委員会が後援した事業で募金を行うことに関しては問題はありませんでしょうか。

堀総務課長

例えば七夕まつりは一宮市が後援を行っていますが、募金活動は認められているので一概にだめだということにはならないと解釈しております。

委員

生涯学習課長にお願いなのですが、募金された正確な金額を報告いただくようお願いしていただけてませんかでしょうか。

野田生涯学習課長

わかりました。

委員

さきほど後援名義の事後の取消しが可能との話がありましたが、過去にそういった事例はありましたか。

野田生涯学習課長

私が携わった中ではそういった事例はございませんでした。ただ、チラシだけ問題がないよう作り、実際の事業に問題があれば苦情が入ってまいります。後援名義があるとい

うことは信用されるという面がございます。教育委員会の後援を受けているので大丈夫と出かけられて、裏切られることがあれば苦情が入ってきますので、そのようなことがあれば取消しになると思います。事業が完了していても、後援をすることがふさわしくないと判断すれば、取り消し決議を取ることになると思います。

委員

事業実施報告書の内容について、定例教育委員会では報告を受けたことがないので、新規の後援のものについては報告いただければありがたいと思います。

高崎教育文化部次長

新規のものすべてということですが、通常問題がなさそうなものは決裁事項ではなく報告事項として受けて、教育委員会の事務局で内容について精査させていただきますので、この案件だけということによろしいでしょうか。

委員

それでは生涯学習課の96番に限り、事業実施報告書の内容について報告をお願いします。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第27号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報告事項

吉田スポーツ課長

一宮市スポーツ振興計画（中間評価・改訂版）について

その他

堀総務課長

4月・5月・6月・7月・8月の定例教育委員会の日程について、小学校卒業式について、辞令伝達式について、6月定例教育委員会後の市長・小学校長との懇談会等について、平成27年度教育委員行政調査の日程について、平成27年度愛知県市町村教育委員会連合会総会・研修会の日程について

閉会宣言

委員長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

委 員

委 員